

令和 7 年

札幌市移輸出状況調査記入の手引

(調査票 A)

目 次

I	移輸出状況調査の概要	…	1
II	記入上の注意点	…	2
III	各項目の記入の仕方	…	3
IV	調査や記入に関する Q & A	…	5
付表	札幌市移輸出状況調査品目表	…	8

食料品	…	8	鉄		鋼	…	17
繊維		…	9	非鉄金属		…	18
木材・木製品	…	11	金	属製品		…	19
家具・装備品	…	11	はん用機械器具		…	20	
パルプ・紙・紙加工品	…	11	生産用機械器具		…	21	
印刷・同関連産業	…	12	業務用機械器具		…	23	
化学製品	…	12	電子部品・デバイス・電子回路		…	24	
石油製品・石炭製品	…	14	電気機械器具		…	25	
プラスチック製品	…	15	情報通信機械器具		…	27	
ゴム製品	…	15	輸送機械		…	28	
なめし革・同製品・毛皮製品	…	16	その他の製造品		…	30	
窯業・土石製品	…	16					

この調査は、統計法に基づき札幌市が直接行う届出統計調査です。

札幌市内外との財・サービスの取引状況についての調査ですので、

輸出を行っていない事業所も調査対象となります。

調査票の記載内容については、統計法により秘密が保護されます。

令和 8 年 2 月

札幌市まちづくり政策局政策企画部

I 移輸出状況調査の概要

1 調査の目的

札幌市移輸出状況調査は、札幌市内外との財・サービスの取引状況を把握し、札幌市産業連関表を作成するために必要不可欠な基礎資料を得ることを目的とします。

産業連関表とは、一定の期間、一定の地域における産業相互間の財・サービスの取引状況等を一つの表にまとめたものです。この産業連関表により、経済の循環過程が明らかになるとともに、特定分野への投資や大きなイベント等がもたらす経済効果の計測、いわゆる経済波及効果分析を行うことが可能となります。

札幌市産業連関表 <https://www.city.sapporo.jp/toukei/sna/sna.html>

2 調査の対象

札幌市内の事業所のうち、付表「札幌市移輸出状況調査品目表」に掲げる品目ごと、製造品出荷額等の大きい事業所を抽出しています。今回の調査では、市内の約 400 事業所を調査対象としています。

3 調査事項

調査事項は、「自工場生産額、自工場消費額、輸出向け出荷額、国内向け出荷額、消費地別構成比（札幌市内、札幌市以外の道内、道外他都府県）」です。

輸出を行っていない場合も、調査事項がございますのでご回答ください。

4 調査票の提出方法

①同封の返信用封筒で郵送（切手不要）または、

②電子ファイルを添付してメール送信

（調査票の電子ファイルは、<https://www.city.sapporo.jp/toukei/io2025.html> より、ダウンロードいただけます）

5 調査票の提出期限

令和 8 年 3 月 9 日（月）までにご提出ください。

6 その他

ご回答いただいた内容について、後日問い合わせさせていただく場合がありますので、提出の際には、一部控えを取られますようお願いいたします。

7 提出先及び問い合わせ先

〒060-8611

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市まちづくり政策局 政策企画部 未来創生担当課 解析係

電話 011-211-2267（直通）

FAX 011-218-5109

E-mail: ml_in_io2025@city.sapporo.jp （エムエル_アイエヌ_アイオー2025）

HP: <https://www.city.sapporo.jp/toukei/io2025.html>

Ⅱ 記入上の注意点

- 1 この調査により報告された記入内容は、統計法により秘密が保護されます。徴税、その他の報告者の利害に関することを利用したり、調査内容を他に漏らしたり、統計以外の目的に使用することは絶対にありませんので、正確に記入してください。
- 2 この調査は個々の事業所を対象としていますので、貴事業所単体での内容を記入して下さい。(関連の本社、支社、その他の事業所、元請・下請事業所等の分は含めないで下さい。)
- 3 他の事業所から受け入れた製品で、貴事業所では全く加工せず、そのまま(※)出荷するものは調査の対象となりません。
※「そのまま」には、検査・選別・洗浄・包装・小分け・充てんなど販売に伴う軽度の加工を含みます。ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けを行った場合は製造行為と見なし、貴事業所の生産に含めます。
- 4 この調査票は、令和7年(1月1日～12月31日)の1年分について記入してください。
ただし、この期間での記入が困難な場合には、この期間に最も近い1年間(例えば、令和6年4月1日～令和7年3月31日など)により記入しても差し支えありません。なお、その場合は、記入いただいた期間(例：令和6年4月1日～令和7年3月31日など)を備考欄に記入してください。
- 5 数字は全て「1、2、3、」の様に算用数字で明瞭に記入してください。
- 6 金額を記入する項目については千円単位で記入し、単位未満は四捨五入してください。

Ⅲ 各項目の記入の仕方

貴事業所で生産された製品を、P 8 の付表「札幌市移輸出状況調査品目表」の「品目例示」を参考に「指定品目」別に分類し、それぞれの分類ごとに、記入欄 1～7 のすべての項目について記入してください。

記入欄 1 指定品目名、品目コード及び賃加工

付表の品目例示を参考に、印字されている「指定品目名」、「品目コード」及び「賃加工」を確認し、以下①、②、③に該当する場合は、訂正・追記をしてください。記入欄が足りない場合は、調査票を複写願います。

① 調査票に印字されている品目を生産していない場合

印字されている「指定品目名」及び「品目コード」を二重線で消してください。

② 調査票に印字されている品目以外にも生産している製品がある場合

付表の「品目例示」を参考に、「指定品目名」及び「品目コード」を空欄に追記してください。「品目例示」を見ても、該当する「指定品目名」及び「品目コード」が分からない場合は、「指定品目名」の欄に具体的な製品名を記入してください。

③ 賃加工品の場合（または賃加工品ではない場合）

賃加工品（他の事業所より委託され、且つ委託者から原材料や製品等の提供を受けて、貴事業所が賃加工した品目）である場合には、☒を記入してください。賃加工品ではない場合には、印字されている賃加工の☒を二重線で消してください。

記入欄 2 消費税の扱い

記入した金額が、消費税「抜き」か「込み」かどちらかに☒を記入してください。原則「抜き」で記入をお願いします。

記入欄 3 自工場生産額（＝自工場生産数量×工場出荷価格（消費税を除く））

記入欄 1「指定品目名」及び「品目コード」に印字されている、又は、追記した品目について、貴事業所で生産した年間の生産額を記入してください。

また、いずれの項目も可能な限り **数量×工場出荷価格（消費税を除く）** で計算してください。

賃加工品については、**数量×加工賃**、または、**加工賃収入**で計算してください。

工場出荷価格（消費税を除く）とは、消費者が店頭で製品を手にする時の価格ではなく、貴事業所が他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（消費税を除く）を指します。なお、荷造料は含めません。

生産額には、貴事業所内で消費したもの（記入欄 4「うち自工場消費額」）も含め、輸入品及び同一企業内の他工場や下請系列からの受入、他企業からの購入は含めないでください。

事業所が他に委託して生産させたものは、実際に生産した受託者の側で生産に計上しますので、生産額には含めないでください。

記入欄4 うち自工場消費額（＝消費数量×工場出荷価格（消費税を除く））

記入欄3「自工場生産額」のうち、貴事業所で生産する他の製品の原材料や研究開発用等に消費した分について、自工場消費額として記入してください。

例えば、牛乳・チーズ製造工場で、年間に牛乳を4億円、チーズを2億円生産しているとします。自工場製の牛乳4億円のうち5千万円をチーズの原材料として使用（消費）する場合、牛乳の「自工場消費額」欄に5千万円（単位は千円なので50,000）と記入します。

記入欄5 うち輸出向け出荷額（＝輸出数量×工場出荷価格（消費税を除く））

記入欄3「自工場生産額」のうち、貴事業所から直接又は輸出商社等を通じて輸出したもの、あるいは輸出用として輸出商社等へ販売したものを記入してください。

記入欄6 うち国内向け出荷額（＝出荷数量×工場出荷価格（消費税を除く））

記入欄3「自工場生産額」のうち、国内向けに出荷したものを全て記入してください（貴事業所から出荷したもののうち、記入欄5「うち輸出向け出荷額」を除いたもの）。

同一企業内の他工場へ原材料として出荷したものについても、可能な限り市価で換算して記入してください。

記入欄7 消費地別構成比

記入欄6「うち国内向け出荷額」の消費地別構成比を、**合計が100.0%となるように**百分率で小数点以下1桁まで記入してください。

この欄は、貴事業所で生産された製品が「最終的にどの地域の企業や消費者に消費されたか」について記入してください。卸・小売業者等の仲介業者の所在地ではなく、製品の最終消費先になります。

その他

「事業所名」、「事業所所在地」、「本票作成担当者（所属部・課名、氏名、電話番号）」は必ず記入してください。

「備考」には、休業中、操業準備中、操業開始後未出荷など、調査票情報に関わる特記事項などを記入してください。令和7年（1月1日～12月31日）以外の1年間の数値を記入いただいた場合は、その期間（例：令和6年4月1日～令和7年3月31日等）を記入してください。

IV 調査や記入に関するQ & A

1 調査全般について	
Q1-1	この調査の目的は何ですか。
A1-1	この調査は、札幌市外との財・サービスの取引状況を把握し、札幌市産業連関表を作成するために必要不可欠な基礎資料を得ることを目的としています。 札幌市産業連関表は、市の経済構造を総体的に明らかにする基礎資料であるほか、経済の予測、経済計画の立案、開発・投資等の効果測定などで活用されている統計です。
Q1-2	調査は毎年行っているのですか。
A1-2	調査は5年ごとに行っております。 前回の調査は令和3年2月に実施しました。
Q1-3	調査対象となる事業所はどのように抽出しているのですか。
A1-3	札幌市内の事業所のうち、品目ごとに製造品出荷額等が大きい事業所を抽出しています。 調査の都度、直近の製造品出荷額等をもとに事業所の抽出を行っているため、対象となる事業所は前回と同一ではありません。
Q1-4	輸出を行っていない場合は回答してなくてよいですか。
A1-4	札幌市外との財・サービスの取引状況に関する調査ですので、輸出を行っていない場合もご回答ください。 輸出を行っていない場合も、国内向け出荷額や、その内訳（「札幌市内」「札幌市以外の道内」「道外他都府県」別の割合）等についてご回答ください。
Q1-5	前回調査での回答内容を教えてもらうことはできますか。
A1-5	申し訳ありませんが、統計法（第40条 調査票情報等の利用制限）の定めにより、前回調査でご提出いただいた調査票の情報を提供することはできません。

2 記入欄1について	
Q2-1	「指定品目名」「品目コード」の一覧表はどこにありますか。
A2-1	「指定品目名」「品目コード」は、P8の「札幌市移輸出状況調査品目表」や、本市ホームページ https://www.city.sapporo.jp/toukei/io2025.html）で一覧表をご覧ください。
Q2-2	現在生産していない品目が印字されている場合は、提出しなくてよいですか。
A2-2	現在生産していない「指定品目名」「品目コード」は二重線で消し、現在生産している「指定品目名」「品目コード」を追記して、必要事項をご回答ください。

Q2-3	複数の品目を生産していますが、印字されている品目についてのみ回答すればよいですか。
A2-3	印字されている品目以外に、現在生産している品目がある場合には、「指定品目名」「品目コード」を追記し、必要事項をご回答ください。
Q2-4	賃加工品とは何ですか。
A2-4	賃加工品とは、他の事業所より委託され、且つ委託者から原材料や製品等の提供を受けて、貴事業所が賃加工した品目を指します。
Q2-5	市内外の他の事業所（本社、支社、工場等）における生産分も含めて回答するのですか。
A2-5	各事業所に対して行っている調査ですので、原則として、貴事業所における生産分についてのみ回答してください。 市内外の他の事業所における生産分については含めないでください。

3 記入欄3～6について	
Q3-1	工場出荷価格（消費税を除く）とは何ですか。
A3-1	工場出荷価格（消費税を除く）とは、消費者が店頭で製品を手にする時の価格ではなく、貴事業所が他の事業者や販売店等へ、貴事業所で生産した製品を出荷する際の出荷価格（消費税抜き）を指します。なお、荷造料は含めません。
Q3-2	自工場消費額とは何ですか。
A3-2	自工場消費額とは、貴事業所で生産するほかの製品の原材料や研究開発用等に消費した分を指します。 例えば、牛乳・チーズ製造工場で、年間に牛乳を4億円、チーズを2億円生産しているとします。自工場製の牛乳4億円のうち5千万円をチーズの原材料として使用（消費）する場合、「自工場消費額」は5千万円となります。
Q3-3	賃加工品の生産額（出荷額）はどのように計算すればよいですか。
A3-3	賃加工品の生産額（出荷額）は加工賃×数量、または、加工賃収入で記入してください。
Q3-4	年度単位で記入してもよいですか。
A3-4	令和7年（令和7年1月～12月）の期間での回答が困難な場合は、令和6年度（令和6年4月～令和7年3月）など年度単位で回答し、備考欄にその期間を記入してください。

4 記入欄7について	
Q4-1	消費地とは何ですか。
A4-1	卸・小売業者等の仲介業者の所在地ではなく、貴事業所で生産された製品が「最終的にどの地域の企業や消費者に消費（出荷）されたか」を指します。

Q4-2	卸売業者に対して一括して納入している場合など、製品が最終的にどの地域で消費されたか把握することが難しい場合、「消費地別構成比」はどのように記入したらよいですか。
A4-2	納入先から得られた情報や過去の実績・経験などにより、どの地域でどの程度消費されているか推計できる場合は、推計によるおおよその割合を記入してください。 推計も困難な場合は、出荷先の所在地別の割合を記入し、調査票右下の備考欄に「品目○ ○○○（指定品目名）は出荷先別」と記入してください。 （記入例） <u>品目ア 清涼飲料は出荷先別</u> 記入に当たっては、以下の例を参考としてください。 例1：牛乳を2千万円分札幌市内の卸売業者に出荷した。卸売業者に確認した結果、1千万円を札幌市内の小売業者に、6百万円を旭川市の小売業者に、4百万円を東京の乳製品製造工場に販売していることが分かった。 ⇒ 札幌市内に50%（1千万円/2千万円×100）、札幌市以外の道内に30%（6百万円/2千万円×100）、道外他都府県に20%（4百万円/2千万円×100）と記入。 例2：金属製サッシを5千万円分札幌市内の建設業者に出荷した。出荷した金属製サッシがどの地域でどの程度使用されたかは不明だが、この建設業者の建築現場は札幌市内と江別市にあり、そこでの金属サッシの使用割合は、おおよそ札幌市内が7割、江別市が3割であることが分かった。 ⇒ 札幌市内に70%、札幌市以外の道内に30%と記入。 例3：冷凍魚介類を1千万円分札幌市内の卸売業者に出荷した。その後の販路は不明である。 ⇒ 最終消費地が不明なので、出荷先の所在地である札幌市内に100%、備考欄に「品目ア 冷凍魚介類は出荷先別」と記入。

5 その他	
Q5-1	手書きでの記入が大変なので、電子ファイルを提供してもらえますか。
A5-1	本市ホームページ（ https://www.city.sapporo.jp/toukei/io2025.html ）で調査票の電子ファイルをダウンロードすることができますので、必要に応じてご利用ください。
Q5-2	郵送以外での提出はできますか。
A5-2	メールでご提出いただく場合には、札幌市まちづくり政策局政策企画部未来創生担当課解析係（P 1に記載）あてに送信してください。